松本市産業団地等基本構想策定業務委託公募型プロポーザルの質問に対する回答

松本市　商工課

No.	質問事項	内容	回答
1	実施要領 6⑵	「その場合であっても、業務の主たる部分を再委託することは認めない。」とあるが、主たる業務は「4　業務内容」のどれが該当するか 再委託の費用範囲について制限はあるか	調査・分析業務の全て又は、基本構想（案）作成業務の全てを再委託することはできません。再委託の範囲については明確な基準は設けていませんが、総額の 50%未満としてください。
2	仕様書 4⑴ア	中山間部の荒廃農地や工場跡地等のデータを提供いただくことは可能か	農地の情報については市農業委員会で管理しているほか、【eMAFF 農地ナビ】のホームページ上で確認が可能です。工場跡地については提供可能なデータは持ち合わせておりませんので、調査していただく想定です。
3	共同提案の協力事業者について	プロポーザルの参加に際し、「設計共同体」「共同提案体」など複数企業とのJVによる参加は可能であるか また、その場合の実績や技術者の評価対象は「主たる企業のみ」、「両社とも」のどちらになるのか	JVによる参加も可能です。ただし、企業間が並列の関係であれば、参加表明書は両社を併記し、資格案件に係る提出資料は両社とも提出してください。また、後日提出する提出書類には分担を示してください。業務実績書は、JVとしての実績の他、各社の実績も併せて提出してください。 なお、プレゼンテーション及びヒアリング審査ではJVをもって１事業者としてみなします。